

継続割引の継続年数に係る特例の運用基準の廃止について

日頃から弊財団の衣浦港3号地廃棄物最終処分場をご利用いただき、また、管理型区画の残余容量の減少に伴う長期かつ安定的な処分場の活用についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

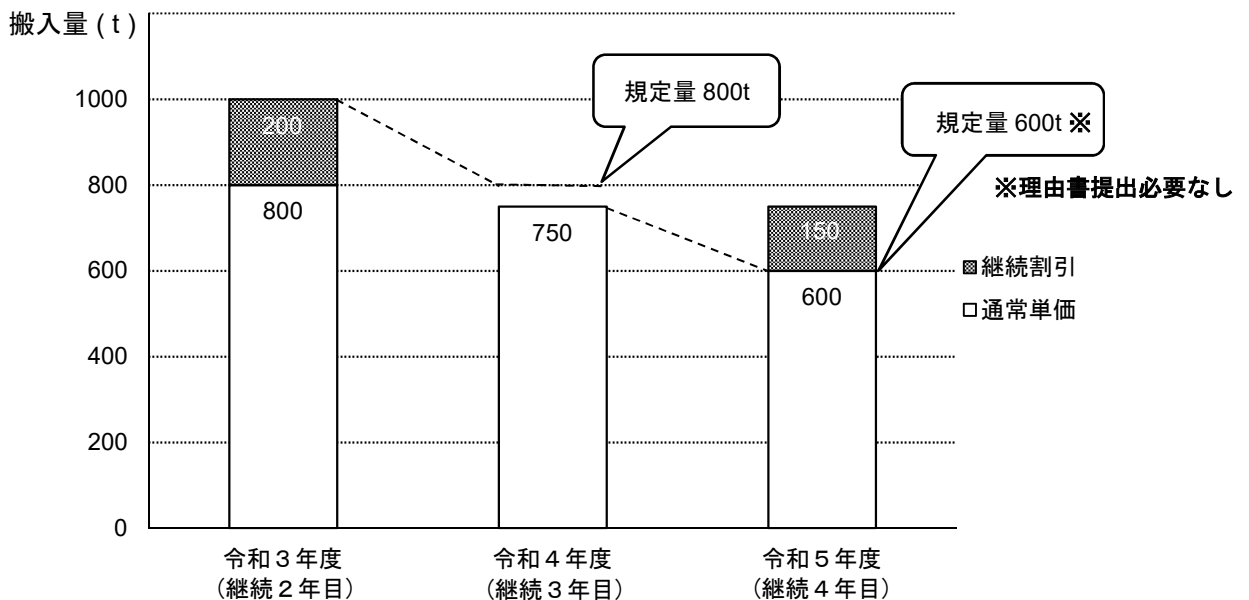
さて、継続割引制度（平成28年4月導入、30年4月一部制度改正）について、これまでは別添運用基準のとおり、搬入実績量が規定量未満となる場合でも、搬入量減少がやむを得ない理由によるとして理由書をご提出いただいた場合には、引き続き継続割引を適用することとしていました。

令和5年度の継続割引につきましては、この運用基準を廃止し、令和4年度の搬入実績量が規定量未満となった場合でも、令和4年度の搬入実績量の80パーセントを規定量とした継続割引を適用し、継続年数を加算することとしました。このため、令和5年度の継続割引の適用にあたり理由書を提出いただく必要はありませんのでお知らせいたします。

なお、継続割引制度の実施は令和6年3月31日までとなりますので、ご承知おきください。

(参考) 令和5年度継続割引のイメージ

令和3年度までの搬入量が1,000トン/年 → 令和4年度搬入量 750トン/年に減少した場合



廃止

令和 5年3月31日

(公財) 愛知臨海環境整備センター
 作成 平成 30年4月 2日
 一部改正 令和 2年3月 19日
 一部改正 令和 3年3月 1日
 一部改正 令和 4年3月 29日

継続割引の継続年数に係る特例の運用基準の廃止について

- 運用開始日：平成 30年4月 1日
- 排出事業所の最終処分量（弊処分場以外への搬入量を含む。）の減少に伴い、弊処分場への搬入が規定量未満となることが、理由書によりデータ等で具体的に示された場合
 →「やむを得ない事情」により継続とみなす。

＜やむを得ないとみなされる具体的な事情＞

- ・活動量（工場における生産量、廃棄物中間処理施設における処理量等）の減少に伴う最終処分量の減少
- ・施設の休廃止・改修に伴う最終処分量の減少
- ・リサイクル率の向上による最終処分量の減少
- ・事故・災害に伴う最終処分量の減少

- 規定量の計算は原則、前年度の搬入実績量を用いる（やむを得ない事情でも同様）。ただし、やむを得ない事情が次年度に終了した場合
 →規定量の計算には前々年度の搬入量（規定量以上の搬入あり）を用いる。
- ※ やむを得ない事情により継続年数に係る特例を受けたい場合
 →搬入事業者は次年度の4月14日^(注)までに理由書（別紙様式）を提出
 （注）同日が弊財団の休業日の場合、4月14日以降で最も早い営業日
 →弊財団は上述の運用基準により理由を審査し、速やかに認否を通知
- ※ 割引が重複する場合の割引適用方法
 基分量超過割引を、他の割引（継続割引、鉱さい割引）に優先して適用する。
 このため、基分量を超える搬入分は、全量を基分量超過割引の対象とする。

(参考) 継続年数の考え方

(例1) やむを得ない事情があると認められる場合

年 度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度	X+3 年度
搬 入 量	規定量未満 ^{※注}	規定量以上	規定量以上	規定量以上
継続年数	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
割 引 率	15%	20%	25%	30%

※注 搬入量が 0t の場合には契約は一旦解除となるが、再度契約を締結した場合、継続とみなす。

(例2) やむを得ない事情があると認められない場合

年 度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度	X+3 年度
搬 入 量	規定量未満 ^{※注}	(規定量なし)	規定量以上	規定量以上
継続年数	2 年目	1 年目	2 年目	3 年目
割 引 率	15%	0%	15%	20%

※注 搬入量が 0t の場合には契約解除となり継続年数は途切れる。次回の契約・搬入時が 1 年目。

(参考) 継続割引の概要

期間：平成 28 年 4 月～令和 6 年 3 月

対象：産業廃棄物（鉦さいを除く。）及び一般廃棄物

内容：規定量（前年度搬入実績量の 80%）を超えて搬入された量（超過量）に対し、過去からの継続搬入年数に応じて 15%～30%割引相当の継続割引単価を適用

(※一部制度変更 平成 30 年 4 月～)

変更内容：年度搬入量が規定量未満の場合は継続年数が途切れる。
(やむを得ない事情がある場合を除く。)

理 由 書

年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理事長 竹 鶴 隆 昭 様

住 所
名 称
代表者名

令和4年度における から衣浦港3号地廃棄物最終処分場への搬入実績量（鉦さい及び建設発生土を除く。）が、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の定める継続割引制度の規定量未満となりましたが、その理由は下記のとおりです。

記

以上

※ 搬入量の減少の原因（廃棄物排出量の減少、リサイクル率の向上など）について、具体的な理由及び数値を記載してください。また、搬入量減少が終了する時期の見通しについても、具体的に記入してください。

（例：××の理由により、廃棄物排出量が R3：〇〇トン→R4：△△トンに減少するが、R5には〇〇トン程度に回復見込み など）

※ 本理由書に押印は必要ありません。

理 由 書

年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
名 称
代表者名

令和4年度における〇〇会社△△工場から衣浦港3号地廃棄物最終処分場への搬入実績量（鉱さい及び建設発生土を除く。）が、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の定める継続割引制度の規定量未満となりましたが、その理由は下記のとおりです。

記

施設の一時改修により、アセックに搬入可能な最終処分量が下表のとおり減少したため、この全量をアセックに搬入しても、規定量未満となる。

なお、令和4年度中に施設改修が終了するため、令和5年度の搬入量は令和3年度と同等程度まで回復する見込みである。

区分	量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
最終処分量（アセックと受入契約のある品目）	〇〇トン	△△トン	〇〇トン
アセックへの搬入量	〇〇トン	△△トン	〇〇トン

以上

※ 搬入量の減少の原因（廃棄物排出量の減少、リサイクル率の向上など）について、具体的な理由及び数値を記載してください。また、搬入量減少が終了する時期の見通しについても、具体的に記入してください。

（例：〇〇の理由により、廃棄物排出量が R3：△△トン→R4：××トンに減少するが、R5には△△トン程度に回復見込み など）

※ 本理由書に押印は必要ありません。